

香川県広域水道企業団条例第5号

香川県広域水道企業団監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員の選任方法)

第2条 法第199条の3に規定する代表監査委員は、監査委員の協議により選任する。

(定期監査)

第3条 法第199条第4項の規定による監査は、毎会計年度1回行う。

2 前項の監査を行うときは、監査を行う日前10日までにその期日を企業長に通知しなければならない。

(随時監査)

第4条 法第199条第2項、第5項若しくは第7項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査等)

第5条 法第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項若しくは第242条第1項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2第3項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。

2 前項の監査又は検査を行うときは、監査又は検査を行う日前5日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(出納検査)

第6条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。

2 前項の規定による検査を行うことが困難なときは、監査委員は、他の日に検査を行うことができる。この場合においては、その期日前7日までにその期日を企業長に通知しておかなければならない。

（決算審査等）

第7条 法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。

（監査及び検査の結果報告等）

第8条 監査及び検査の結果について、法令の定めるところにより行う報告、通知、勧告、告示又は公表は、その内容を平易、かつ、簡明に、監査及び検査終了後速やかに行わなければならない。

（告示及び公表の方法）

第9条 法令の定めるところにより行う監査委員の告示及び公表は、香川県広域水道企業団公告式条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第1号）第2条第2項の企業団公報にこれを登載して行う。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。